

〈研究ノート〉

# 障害者人権保障政策の自治体における展開 —全国及び埼玉県内市町村の障害者差別解消法に基づく 取り組みの実態と課題—<sup>※</sup>

新井 利民<sup>※※</sup>

## 1. 研究の背景と目的

本稿では、障害者の人権を保障する政策が自治体でどのように行われているのかについて、実態を捉え、その課題を検討する。

### (1) 障害者差別解消法と自治体

わが国では、2013（平成25）年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」と表記）が制定され、2016（平成28）年4月1日より施行されている。これは国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた法制度整備の一環であり、また障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものである。そしてその目的は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」（同法第1条）とされている。

法律の概要は次の通りである。まず第1に、「障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止」である。行政機関や事業者が事務・事業を行うにあたって、不当な差別的な取り扱いをしてはならないとされる。第2に、「合理的配慮の不提供の禁止」である。障害者から社会的障壁の除去を必要としているという意思表示があった場合に、実施に伴う負担が過重でない場合には、その障害者の性別・年齢や障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。行政機関においてはこの「合理的配慮の不提供の禁止」は義務であるが、制定当初の法律では、民間事業者は努力義務となっている。

以上の2点に対応するために、都道府県・市町村などの自治体はどのようなことが求められているのか。内閣府障害者差別解消法アドバイザーでもある又村（2017）は、主なものだけで

---

※ *Promoting the Rights of Persons with Disabilities in Local Government*

—*Implementation Based on the Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities*—

※※ Toshitami ARAI 立正大学社会福祉学部

キーワード：障害者差別解消法、人権保障政策、政策波及、相談支援

図1 障害者差別解消法を進めるにあたって必要な地方自治体の役割

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①障害者差別に関する施策の策定、実施（法第3条関係）</li><li>②自治体ごとの対応要領作成（法第10条関係）</li><li>③障害者差別に関する相談体制の構築（法第14条関係）</li><li>④効果的な法の普及、障害者差別解消に向けた啓発活動（法第15条関係）</li><li>⑤障害者差別解消地域協議会の設置運営（法第17条関係）</li><li>⑥自治体独自条例の検討</li></ul> |
|---|

出典：又村（2017）をもとに筆者作成

も自治体には図1のような役割があるとしており（又村 2017）<sup>(1)</sup>、他の論者も同様の議論を行っている<sup>(2)(3)</sup>。このうち②の対応要領とは、国が定める「基本方針」に基づく「行動マニュアル」であるが、自治体においてはその策定は努力義務とされている。③については、特に差別に関して特化した窓口の設置が求められてはならず、多くが既存の障害福祉担当窓口での相談対応となっている。また、紛争の防止や解決については、自治体に紛争解決権限がないことから、訴訟・人権擁護委員・行政相談制度等を活用することとなる。④の普及・啓発は、法律の周知やセミナー等の開催がこれにあたる。そして⑤の障害者差別解消支援地域協議会は、関係者による障害者差別に関する情報交換、障害者からの相談や事例の協議、差別解消のための取り組み、事案に関する情報提供や意見表明などを行うものである。法律上は任意設置であるが、国は各自治体が設置し有効に運用するよう2015（平成27）年度よりアドバイザーを派遣し、また設置の手引き<sup>(4)</sup>などを示している。⑥は法律に定められてはいないが、「自治体における紛争解決機能付与」「障害者差別に関する相談体制の充実」「地域協議会の位置づけの明確化」「住民への啓発」の観点から、これまで先駆的な自治体では障害者差別に関する条例を策定しており、「法を補完するとともに地域の本気度を示す取組み」（又村 2017：14）<sup>(1)</sup>であるとしている。以上のことを、自治体の状況に応じて実施していく責務を示したものが①であると言えるだろう。

障害者差別解消法は当初より検討規定が定められており、施行後3年を目途に、合理的配慮のあり方などについて検討して見直しが行われるとされた。そのため、障害者基本法に基づき内閣府に設置されている障害者政策委員会においてこの間議論が行われ、2020（令和2）年6月には意見書が取りまとめられた。この意見書などを踏まえて、2021年6月4日に同法の改正法が公布されるに至っている。改正法の施行を前に、自治体のこれまでの動きをしっかりとらえておくことは重要なことであろう。

障害者人権保障政策は、もともと先駆的な自治体によるものから端を発し、一部の自治体に波及していったものである。最も早くから取り組んだのは千葉県であり、その後北海道や岩手県、さいたま市においても障害者差別を禁止する条例が制定された<sup>(5)(6)</sup>。そして国連の条約を批准するにあたり、障害者差別解消法として国レベルの法制化が行われて以降、様々な自治体で展開され、その事例が報告されてきた。例えば横浜市障害者差別解消検討部会の議論のプロセスを追った報告<sup>(7)</sup>や、北九州市差別解消支援地域協議会の状況についての報告<sup>(8)</sup>、福岡市の障害者差別禁止条例をつくる会の取り組みに関する報告<sup>(9)</sup>、障害者差別解消法に係る東京都の

図2 内閣府「障害者差別解消地域協議会体制整備事業報告会」等で紹介のあった地域の取組み

- ◆2014年度：岩手県・さいたま市・浦安市・千葉県
- ◆2015年度：岩手県・さいたま市・浦安市・千葉県・鹿児島県・新潟市・明石市・湘南南部圏域（神奈川県平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町）
- ◆2017年度：仙台市・柏市・白山市・大阪府・東京都
- ◆2018年度：大阪市・八千代市・世田谷区・明石市・長生郡市総合支援協議会（千葉県茂原市・一宮町・陸沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町）
- ◆2019年度：東京都・名古屋市・別府市・長野市

出典：内閣府資料<sup>(12) - (17)</sup>を参考に筆者作成

取り組み<sup>(10)</sup>、等がある。また北川（2021）は、都道府県・政令市における障害者の共生および差別解消に係る条例制定とその運用について、先進的な事例を中心にとりあげ、障害者差別解消法との内容の差、特に規制・義務などの基準の「上乘せ」や、規制・義務の範囲の「横出し」の状況を検討している<sup>(11)</sup>。

また内閣府においては、同法に基づく自治体での展開のうち、特に先述のように「地域協議会」の設立や運用の実質化を重視しており、2014（平成26）年度より「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業」によって先駆的な自治体の地域協議会を「モデル会議」として取りまとめ、「地域における取組の促進と気運の醸成を図ることを目的」に全国各地でその実践を共有する報告会を開催してきた。この報告会で取り上げられた自治体は図2のようなものが挙げられる。

さらに内閣府は、2016（平成28）年度より、全国の自治体の地域協議会設置状況等について集計を行っており<sup>(15) - (17)</sup>、2019（平成31）年4月及び2020（令和2）年3月には、対応要領の策定状況、地域協議会の設置・開催状況や組織形態、差別に関わる相談件数、差別解消に関わる条例制定の有無を調べた「障害者差別の解消に関する地方公共団体への調査結果」を公表している<sup>(18) (19)</sup>。

以上の先行研究や実態調査が行われているものの、この間の自治体の障害者人権保障政策の実績の評価や、その要因については、十分な研究蓄積があるとは言えない。

## （2）研究の目的と方法

本研究では、障害者差別解消法に基づく障害者人権保障政策の自治体における展開について、既存の調査報告のデータ整理と、埼玉県下の自治体の動向に関するデータを収集して分析する。結論を先取りして言えば、全国や埼玉県下の市町村のデータを読み解いても、障害者人権保障政策は、都道府県・政令市、そして一部の自治体を除いて、必ずしも活発に展開しているとはいえない。本稿は限られたデータからではあるが、特に市町村の状況に注目し、その要因について基礎的な検討を行うこととなる。

まず、全国の自治体における障害者人権保障政策の動向について、内閣府の調査結果をもとに分析を行う。そのうえで、埼玉県下の自治体における取組について、埼玉県が取りまとめたデータと、各自治体のWebサイトに表記されている内容をまとめる。自治体による福祉情報

の提供は Web サイト以外でも行われており、今回は情報を包括的に把握できないことは否めないが、政策能力や活動量の一つの指標にはなりえるだろう。これらのデータを整理して示したうえで、理論的考察を加えるとともに、今後の実践的課題について検討する。

近年のうちに施行される改正障害者差別解消法では、障害者差別解消のための施策が効率的・効果的に行われるよう国や自治体が役割分担と連携を図ること、民間事業者による社会的障壁の除去の実施にかかる合理的な配慮の提供の義務化、差別解消の相談員等人材の育成・確保などがすすめられる。特に民間事業者による合理的配慮提供の義務化には、行政機関の十分な体制整備と、障害当事者を含む一般市民の人権保障政策に対する理解と行動が必要不可欠である。本研究により明らかになるこれまでの自治体における取組状況を踏まえ、自治体間の役割分担も含め、どのようなことに取り組むべきかについて、展望したい。

## 2. 全国の自治体における障害者人権保障政策の動向

内閣府は、障害者差別解消法にかかわって、初期は「地域協議会」の設置状況を、のちにそれに加えて「対応要領」の策定状況、「相談・紛争解決」に関して、全国の自治体の状況を調査・集計している。ここではそのデータを用いて、自治体規模ごとの年次推移や現在の到達点を見ていきたい。

### (1) 対応要領

2019（平成31）年4月1日現在、「対応要領」はすべての都道府県・指定都市において策定されている。一方、市区町村の自治体規模別の対応要領の2018年および2019年4月1日の策定の状況は表1のようになっている。最新のデータでは73%が策定しており、前年と比して策定済の自治体数が微増している。しかしその内訳をみると、97.7%の中核市等（政令指定都市以外の県庁所在地の市と中核市）において策定済であるのに対し、一般市は87.3%、町村においては59.8%となっている。特に一般市と町村において、2018年時点では「策定予定」としていた自治体がそれぞれ7.1%、11.5%であったが、2019年の時点ではそれぞれ5ポイントほど低下し、「策定済み」も増えた一方で「未定」と回答した自治体の割合も増加している。このことから、一部の市町村においては、対応要領の策定に向けた機運は高まらず、むしろ減じてしまっている様子もうかがえる。

参考までに「策定しない」と回答した自治体の「策定しない理由（主な回答）」を見てみると、①都道府県で作成された対応要領を準用するため、②内部検討や研修会等を通して、職員が適切に対応できるようにしているため、③人口規模が小さく、日頃から障害者に日常的な配慮を行っているため、④「対応要領があるから障害に配慮する」のではなく、「対応要領がなくても適切に配慮する」こととしているため、⑤人員が不足しているため、などの記述がみられる。

表1 中核市等・一般市・町村の「職員対応要領」策定状況 (2018~2019年度)

		2018年度		2019年度	
		自治体数	%	自治体数	%
中核市等	策定済み	80	94.1	84	97.7
	策定予定	5	5.9	1	1.2
	策定しない	0	0.0	0	0.0
	未定	0	0.0	1	1.2
	合計	85	100.0	86	100.0
一般市	策定済み	605	85.3	619	87.3
	策定予定	50	7.1	20	2.8
	策定しない	3	0.4	2	0.3
	未定	51	7.2	68	9.6
	合計	709	100.0	709	100.0
町村	策定済み	551	59.4	554	59.8
	策定予定	107	11.5	59	6.4
	策定しない	6	0.6	7	0.8
	未定	263	28.4	306	33.0
	合計	927	100.0	926	100.0
中核市等以下の策定済み自治体数		1236	71.8	1257	73.0

出典：内閣府資料<sup>(18)(19)</sup>を参考に筆者作成

このように、障害者差別解消に関わって自治体職員がとるべき対応を定めた「対応要領」は、多くの自治体で定められるようになったものの、法施行後すぐに策定をしなかった特に中小の自治体においてはその機運は高まっていないことがわかる。

## (2) 地域協議会の設置

地域協議会は、内閣府によって2016年度より設置数が把握されており、その年次推移をまとめたのが表2である。都道府県は2018年度の段階で、政令市は2017年度の段階でそれぞれ設置が完了している。2019年4月1日現在、中核市等では77.9%、一般市では63.2%、町村では44.6%の設置率となっており、人口規模が影響していることがわかる。そして町村では半分以上が「未定」か「設置しない」としている。

協議会を設置している自治体の設置形態・他組織との関係・協議会開催実績をまとめたのが表3・表4である。都道府県はすべて、政令市と中核市等ではそのほとんどが単一の自治体による「単独設置」であるが、一般市では23.9%が、町村においては51.3%が複数の自治体による「共同設置」となっている。

他組織の関係については、次のパターンが存在する。まず障害者差別解消法に基づく「地域協議会」として独自に設置したものである。また、障害者基本法第36条に基づく合議制の機関（いわゆる「障害者施策推進協議会」）と兼ねた組織である場合や、障害者総合支援法第89条の3に基づく協議会（いわゆる「自立支援協議会」）と兼ねた組織の場合もある。そして障害者虐待防止法第35条に基づく市町村による連携協力体制（いわゆる「障害者虐待防止ネットワーク」）と兼ねるところなどもある。政令市以下の基礎自治体を見れば、人口規模が大きいほど独

障害者人権保障政策の自治体における展開

表2 都道府県・政令市の「地域協議会」の設置状況の年次推移（2016～2019年度）

		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
		自治体数	%	自治体数	%	自治体数	%	自治体数	%
都道府県	設置済み	37	78.7	46	97.9	47	100.0	47	100.0
	設置予定	10	21.3	1	2.1	0	0.0	0	0.0
	設置しない	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	未定	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合計	47	100.0	47	100.0	47	100.0	47	100.0
政令市	設置済み	16	80.0	20	100.0	20	100.0	20	100.0
	設置予定	2	10.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	設置しない	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	未定	2	10.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合計	20	100.0	20	100.0	20	100.0	20	100.0
中核市等	設置済み	42	51.9	56	68.3	63	74.1	67	77.9
	設置予定	24	29.6	11	13.4	7	8.2	4	4.7
	設置しない	1	1.2	1	1.2	1	1.2	2	2.3
	未定	14	17.3	14	17.1	14	16.5	13	15.1
	合計	81	100.0	82	100.0	85	100.0	86	100.0
一般市	設置済み	242	34.0	322	45.9	428	60.4	448	63.2
	設置予定	231	32.4	158	22.5	78	11.0	45	6.3
	設置しない	18	2.5	12	1.7	13	1.8	13	1.8
	未定	221	31.0	210	29.9	190	26.8	203	28.6
	合計	712	100.0	702	100.0	709	100.0	709	100.0
町村	設置済み	207	22.3	287	31.0	365	39.4	413	44.6
	設置予定	216	23.3	148	16.0	82	8.8	36	3.9
	設置しない	20	2.2	14	1.5	16	1.7	16	1.7
	未定	485	52.3	478	51.6	464	50.1	461	49.8
	合計	928	100.0	927	100.0	927	100.0	926	100.0
中核市等・一般市・町村の「設置済み」自治体数の合計		491	28.5	665	38.9	856	49.7	928	53.9

出典：内閣府資料<sup>(15)-(19)</sup>を参考に筆者作成

表3 都道府県・政令市の「地域協議会」の設置形態・他組織との関係・開催実績

		都道府県 (n=47)		政令市 (n=20)	
		自治体数	%	自治体数	%
設置形態	単独設置	47	100.0	18	90.0
	共同設置	0	0.0	0	0.0
	その他	0	0.0	2	10.0
他組織との関係	独自に設置	30	63.8	13	65.0
	基本法	6	12.8	5	25.0
	総合支援法	4	8.5	2	10.0
	虐待防止	7	14.9	1	5.0
	その他組織	9	19.1	2	10.0
協議会開催実績	0回	10	21.3	1	5.0
	1回	20	42.6	8	40.0
	2-3回	12	25.5	10	50.0
	4-5回	2	4.3	1	5.0
	6回以上	3	6.4	0	0.0

\*「設置形態」及び「他組織との関係」は2019年度現在、「協議会開催実績」は2018年度実績である。

出典：内閣府資料<sup>(19)</sup>を参考に筆者作成

表4 中核市等・一般市・町村の「地域協議会」の設置形態・他組織との関係・開催実績

		中核市等 (n=67)		一般市 (n=448)		町村 (n=413)	
		自治体数	%	自治体数	%	自治体数	%
設置形態	単独設置	64	95.5	329	73.4	196	47.5
	共同設置	2	3.0	107	23.9	212	51.3
	その他	1	1.5	12	2.7	5	1.2
他組織との関係	独自に設置	38	56.7	132	29.5	89	21.5
	基本法	7	10.4	54	12.1	49	11.9
	総合支援法	25	37.3	306	68.3	323	78.2
	虐待防止	10	14.9	77	17.2	89	21.5
	その他組織	2	3.0	8	1.8	11	2.7
協議会開催実績	0回	11	16.4	107	23.9	144	34.9
	1回	16	23.9	110	24.6	91	22.0
	2-3回	27	40.3	119	26.6	92	22.3
	4-5回	5	7.5	31	6.9	23	5.6
	6回以上	8	11.9	81	18.1	63	15.3

「設置形態」及び「他組織との関係」は2019年度現在、「協議会開催実績」は2018年度実績である。

出典：内閣府資料<sup>(19)</sup>を参考に筆者作成

自に地域協議会を設置しており、規模が小さいほど障害者総合支援法に基づくいわゆる「自立支援協議会」や、障害者虐待防止法に基づく「虐待防止ネットワーク」等と兼ねて設置しているところが多いことがわかる。

協議会開催実績については、協議会を設置しているものの「0回」である場合や、年次報告がメインで実質的な「議論」は伴わない場合もあると推察される「1回」の自治体が、中核市等で約4割、一般市で約5割、町村で約6割となっている。そして、報告と共に何らかの審議ができてることが期待できる2～3回の自治体、活発に差別案件について議論していると考えられる4～5回や6回以上の自治体も一定数存在している。

ただし、「他組織との関係」で見たように、他法に基づく協議の仕組みと兼ねて開催している自治体も多いため、純粋に差別解消法に関わる地域協議会の案件を議論した会議であるか、判別しがたい。そのような意味では、この開催実績の数値の解釈には注意が必要である。

(3) 相談の状況

「相談・紛争解決」の状況については、内閣府の調査では様々な内容を集計しているが、相談のカウントをしているか否かと、相談件数を確認しておきたい。中核市等においては約1割、一般市では約4割、町村では約6割の自治体において、相談件数をカウントしていない状況である(表5)。ただしこのデータからは、相談があってもカウントする仕組みがないのか、そもそも相談がないのでカウントしていないのかが判別できない。

また、相談件数をみると、年間10-29件としたところが都道府県(26%)・指定都市(47%)の中では最も多く、中核市以下の自治体では97%が年間9件以下となっている(表6)。

表5 地方自治体における障害者差別に関する相談のカウントの有無

		2018年度		2019年度	
		自治体数	%	自治体数	%
都道府県	カウントしている	46	97.9	45	95.7
	カウントしていない	1	2.1	2	4.3
	合計	47	100.0	47	100.0
政令市	カウントしている	19	95.0	19	95.0
	カウントしていない	1	5.0	1	5.0
	合計	20	100.0	20	100.0
中核市等	カウントしている	71	83.5	76	88.4
	カウントしていない	14	16.5	10	11.6
	合計	85	100.0	86	100.0
一般市	カウントしている	427	60.2	428	60.4
	カウントしていない	282	39.8	281	39.6
	合計	709	100.0	709	100.0
町村	カウントしている	396	42.7	384	41.5
	カウントしていない	531	57.3	542	58.5
	合計	927	100.0	926	100.0
中核市等以下の自治体のうち「カウントしている」合計		894	51.9	888	51.6

出典：内閣府資料<sup>(19)(20)</sup>を参考に筆者作成



表6 相談をカウントしている地方自治体における相談件数の年次推移

	2018年度		2019年度		
	自治体数	%	自治体数	%	
都道府県	9件以下	10	21.7	7	15.6
	10-29件	12	26.1	9	20.0
	30-49件	8	17.4	12	26.7
	50-99件	6	13.0	8	17.8
	100件以上	9	19.6	9	20.0
	不明	1	2.2	0	0.0
	合計	46	100.0	45	100.0
政令市	9件以下	3	15.8	5	26.3
	10-29件	9	47.4	7	36.8
	30-49件	0	0.0	3	15.8
	50-99件	3	15.8	2	10.5
	100件以上	1	5.3	1	5.3
	不明	3	15.8	1	5.3
	合計	19	100.0	19	100.0
中核市等	9件以下	45	63.4	68	89.5
	10-29件	17	23.9	7	9.2
	30-49件	1	1.4	0	0.0
	50-99件	1	1.4	1	1.3
	100件以上	0	0.0	0	0.0
	不明	7	9.9	0	0.0
	合計	71	100.0	76	100.0
一般市	9件以下	350	82.0	410	95.8
	10-29件	8	1.9	10	2.3
	30-49件	0	0.0	0	0.0
	50-99件	0	0.0	0	0.0
	100件以上	0	0.0	0	0.0
	不明	69	16.2	8	1.9
	合計	427	100.0	428	100.0
町村	9件以下	302	76.3	381	99.2
	10-29件	2	0.5	2	0.5
	30-49件	0	0.0	0	0.0
	50-99件	0	0.0	0	0.0
	100件以上	0	0.0	0	0.0
	不明	92	23.2	1	0.3
	合計	396	100.0	384	100.0

出典：内閣府資料<sup>(19)(20)</sup>を参考に筆者作成

#### (4) 条例の制定状況

表7は、障害者差別解消に係る「条例」の制定状況である。74.5%の都道府県が制定しているが、政令市は35%である。中核市等・一般市・町村の合計では、条例を制定しているのは4%も満たない状況であり、今後も制定の予定がないとするとところが8割を超えている。

#### (5) 全国の動向のまとめ

これまで見てきたように、障害者差別解消法に基づく人権保障政策は、特に都道府県・政令市においては施策化が十分に進む一方、対応要領の策定や地域協議会の設置などの施策そのも

表7 地方自治体における障害者差別解消に係る「条例」制定状況の年次推移

		2018年度		2019年度	
		自治体数	%	自治体数	%
都道府県	制定済み	27	57.4	35	74.5
	制定に向けて作業中	7	14.9	3	6.4
	制定に向けて今後作業予定	2	4.3	0	0.0
	制定予定なし	11	23.4	9	19.1
	合計	47	100.0	47	100.0
政令市	制定済み	5	25.0	7	35.0
	制定に向けて作業中	3	15.0	1	5.0
	制定に向けて今後作業予定	2	10.0	1	5.0
	制定予定なし	10	50.0	11	55.0
	合計	20	100.0	20	100.0
中核市等	制定済み	9	10.6	11	12.8
	制定に向けて作業中	1	1.2	2	2.3
	制定に向けて今後作業予定	4	4.7	1	1.2
	制定予定なし	71	83.5	72	83.7
	合計	85	100.0	86	100.0
一般市	制定済み	21	3.0	33	4.7
	制定に向けて作業中	14	2.0	14	2.0
	制定に向けて今後作業予定	41	5.8	37	5.2
	制定予定なし	633	89.3	625	88.2
	合計	709	100.0	709	100.0
町村	制定済み	12	1.3	18	1.9
	制定に向けて作業中	7	0.8	3	0.3
	制定に向けて今後作業予定	144	15.5	123	13.3
	制定予定なし	764	82.4	782	84.4
	合計	927	100.0	926	100.0
中核市等以下で策定済の自治体合計		42	2.4	62	3.6

出典：内閣府資料<sup>(19)(20)</sup>を参考に筆者作成

のについていえば、中核市等以下では人口規模による差がある。一方施策の実質化という点では、協議会開催実績が芳しくない地域と活発な地域、相談件数をカウントしている自治体とそうではない自治体などの格差が開いている様子もうかがえる。

### 3. 埼玉県及び県内市町村の状況

より詳しく自治体の状況を把握するために、一つの都道府県内の市町村の取組みについて、埼玉県を例にみてみたい。まず、市町村の取組に影響を与えていると考えられる埼玉県と、県庁所在地であり政令市でもあるさいたま市の政策の進展について確認しておこう。

#### (1) 埼玉県の状況

埼玉県では、障害者差別解消法の制定を受けて、障害者人権保障政策をスタートさせている。障害者差別解消法に関する埼玉県の Web サイトでは、法の解説とともに、さいたま市を含む

表8 埼玉県差別解消相談窓口への相談の内訳 (2016~2020年度)

	2016年度		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
問合せ等	28	68.3%	6	27.3%	7	23.3%	27	45.8%	5	17.2%
合理的配慮	6	14.6%	12	54.5%	5	16.7%	5	8.5%	8	27.6%
差別	7	17.1%	4	18.2%	18	60.0%	5	8.5%	16	55.2%
相談受付合計	41	100.0%	22	100.0%	30	100.0%	59	100.0%	29	100.0%
延べ対応回数	-	-	-	-	41	-	83	-	60	-

\*2016年度及び2017年度の延べ対応回数は資料がなく不明

\*2020年度は2021年2月までの実績である。

出典：埼玉県差別解消地域協議会資料<sup>(21)</sup>より筆者作成

「埼玉県内市町村の障害者差別解消にかかる相談窓口」の一覧、および「埼玉県における障害者差別解消相談窓口」として(社福)埼玉県社会福祉協議会の権利擁護センターの連絡先を掲載している。また、「対応要領」は、知事部局・議会事務局・病院局・監査事務局・人事委員会・下水道局・教育局・県警本部のそれぞれで策定され、また「障害のある方への配慮マニュアル」とともに、2016(平成28)年4月より施行・運用しており、これらもWebサイトに掲載されている。

また埼玉県では、法施行に合わせ、「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」(通称「埼玉県共生社会づくり条例」)を2016(平成28)年4月より施行している。同条例では、障害者差別解消や合理的配慮の提供等にかかわる県・県民・地域活動団体・事業者の責務をさだめており、その中で県が行うべき共生社会を推進するための施策、障害を理由とする差別を解消するための施策を位置づけ、相談体制や紛争防止・解決のための体制、障害者差別解消支援地域協議会の設置についても盛り込んでいる<sup>(20)</sup>。

このうち「地域協議会」については、2016(平成28)年4月1日付で設置要綱が施行され、第1回の会議が同年7月に開催された。その後年2回のペースで会議は行われており、県が設置した障害者差別解消相談窓口での相談事例の報告や、市町村の地域協議会設置状況や相談件数の報告、そして障害者差別解消法・埼玉県共生社会づくり条例にかかわる啓発事業等の各種の取組みについて審議や報告が行われている。

表8は、埼玉県差別解消相談窓口の相談状況の推移である。相談受付件数は初年度の41件をスタートとして増減の幅があり、その内容も年によって傾向が異なっている。

## (2) さいたま市の状況

さいたま市は、2011(平成23)年3月に「さいたま市誰もがともに暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」(通称「ノーマライゼーション条例」)を定め、国による障害者差別解消法に先駆けて差別解消等に向けた取り組みを行ってきた。同条例は、障害者差別解消とともに障害者虐待防止にかかわる市・市民・民間事業者等の責務を規定し、また差別に関する申し立てや事案の調査、助言・斡旋・勧告・公表などについて定めている。

法施行後における障害者差別事案の解決までの流れ

資料1-2

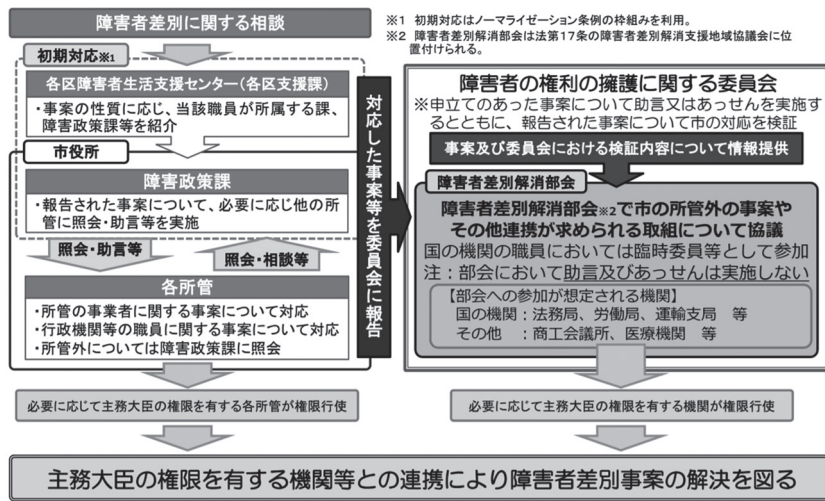


図3 さいたま市における障害者差別事案の解決までの流れ

出典：さいたま市資料<sup>(22)</sup>より転載

条例にかかわる情報は、「ノーマライゼーション条例 Web」というポータルサイトにまとめられ、条例の解説、制定過程、PR キャラクター、差別や虐待事例の紹介や統計のほか、条例に関する周知啓発活動の情報なども集約されている。

さいたま市において障害者差別解消法の「地域協議会」にあたるのは、「障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会」である。委員会はノーマライゼーション条例第15条を根拠に設置され、障害者差別解消部会は障害者差別解消法を契機に設置された。両者は別組織であるが合同で開催され、障害者差別解消部会には臨時委員として法務・労働・運輸等の国の機関や、商工会議所、医療機関等が参加する。ただし、事業者等に助言や斡旋を行う際には、臨時委員も参加する合同会議ではなく、「障害者の権利の擁護に関する委員会」として検証を行うこととなる。このような紛争解決の仕組みを含めて、障害者差別に対する相談を各区の障害者生活支援センター・区役所支援課が受け、その後市役所障害政策課や各所管部署、そして委員会・部会に照会や報告が行われることは、フローチャートで明確に示されている(図3)。

この委員会・部会で報告されている資料から、差別解消にかかわる相談の状況を見てみよう。表9は、2011年から2020年度までの、さいたま市における障害者差別にかかわる相談件数の推移であり、表10は相談内容の内訳である。相談件数は2015年度をピークに近年は減少傾向である。また、医療・雇用・日常生活・商品・サービスに関係する相談が他よりも多いことが示されている。

さいたま市における他の特徴的な取り組みは、事業者が合理的配慮の提供に要する費用の一部を市が補助する制度を設けているところである。「コミュニケーションツール作成費」は点字メニュー・コミュニケーションボード・チラシ等の音訳など補助率1/2、2万5千円を上限に

表9 さいたま市における障害者差別に関する相談の件数 (2011—2020年度)

年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
件数	5	7	4	9	13
年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
件数	5	6	5	4	4

出典：さいたま市資料<sup>(22)</sup>を参考に筆者作成

表10 さいたま市における障害者差別に関する相談内容の内訳 (2011—2020年度)

	日常生活	教育	雇用	医療	商品・サービス	福祉	施設利用	公共交通	その他	合計
件数	8	5	10	10	8	3	1	6	11	62
%	12.9%	8.1%	16.1%	16.1%	12.9%	4.8%	1.6%	9.7%	17.7%	100.0%

出典：さいたま市資料<sup>(22)</sup>を参考に筆者作成

補助し、また「物品購入費」は筆談ボード、折り畳み式スロープなどの購入に際し、補助率1/2、5万円を上限に補助している（さいたま市 2021）。

なお、職員対応要領は、「さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」として2016（平成28）年4月1日より施行されている。さいたま市のWebサイト「障害者福祉に関する市の施策など」というカテゴリの中に、様々な計画や制度説明の一つとして掲載されている。

### （3）埼玉県内市町村の動向

次に、さいたま市を除く埼玉県内市町村の取り組み状況について、独自にWebサイトなどを通じて得たデータと、「埼玉県障害者差別解消支援地域協議会」において公表されたデータを用いて、捉えていきたい。

#### 1) 市町村のWebサイトにみる障害者人権保障政策の情報

さいたま市を除く埼玉県内の62市町村のWebサイトにおいて、障害者差別解消法に関わる情報提供がどの程度なされているのかについて、3つの観点から集約したのが、表11である。

表11 埼玉県内市町村（さいたま市を除く）の障害者差別解消法に関するWebサイト上の情報提供の状況（n=62自治体）

		自治体数	%
障害者差別解消法の解説	あり	52	83.9
	なし	10	16.1
職員対応要領の明示	あり	35	56.5
	なし	27	43.5
障害者差別に関する相談窓口の明示	あり	41	66.1
	なし	21	33.9

出典：筆者調べ

第1に、障害者差別解消法の解説がある程度示されている自治体は、62市町村中52か所（83.9%）であった。10か所（16.1%）は法そのものの記載がないところや、法の制定について告知しているものの、当該ページに障害者差別や合理的配慮に関する解説がなされていないところであった。なお、詳細説明を内閣府のWebサイトにリンクを張ってゆだねる場合があったが、内閣府は2018（平成30）年11月にWebサイトの改修を行っているため、いわゆる「リンク切れ」を起こしている自治体が多数あった。

第2に、各市町村行政の「対応要領」について、全国調査のように「職員対応要領」を策定しているか否かではなく、Webサイト上に「わかりやすく」示されているか否かを集計した。「わかりやすく」というのは、上述の障害者差別解消法の解説などと同一のページで示されているか否かで判別し、例えば「例規集」などのサイトにのみ掲載されている自治体は含めていない。結果、62市町村中35か所（56.5%）がわかりやすく表示されていたが、27か所（43.5%）は掲載されていなかった。

第3に、障害者差別に関する相談窓口を、Webサイト上に「明確に」示しているかどうかを集約した。ここでいう「明確さ」は、例えば一般的な行政情報を伝えるサイトにある「このページに関するお問い合わせ先」と示して部署の連絡先を記述しているところは含めず、「障害者差別に関する相談・問い合わせ」などと、ページそのものやページに添付されているパンフレット原稿等の媒体に明記しているかどうかで判別した。結果、明確に示されている自治体は41か所（66.1%）、示されていないところが21か所（33.9%）であった。

## 2) 地域協議会の設置

「地域協議会」の設置状況について集計したのが表12である。地域協議会そのものは2020年度中にすべて設置されている。さいたま市を除く62自治体中、市町村単独で設置しているところが33か所（53.2%）であり、協働設置が29（46.8%）であった。他の組織との関係は、さいたま市を除く41協議会中、障害者差別解消法に基づいて独自に設置しているところが18か所（29%）、障害者総合支援法に基づく自立支援協議会と兼ねて設置しているところが16か所（25.8%）となっていた。

表12 埼玉県内市町村（さいたま市を除く）の障害者差別解消支援地域協議会の設置状況

		数	%
設置形態 (n=62自治体)	単独設置	33	53.2
	共同設置	29	46.8
他組織との関係 (n=41協議会)	独自に設置	18	29.0
	基本法	3	4.8
	総合支援法	16	25.8
	虐待防止	0	0.0
	その他組織	0	0.0
	不明	4	6.5

出典：埼玉県資料<sup>(21)</sup>より筆者作成

地域協議会の開催回数について、2019～2020年度の2か年の状況を示したのが表13である。2019年度は「0回」が16地域（39%）、活動量が多いと言えない「1回」が13地域（31.7%）であった。また、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあってか、前年度に「2～3回」開催していた自治体数が減少してしまい、「1回」のみ開催の自治体が増え、結果として8割以上が0回ないしは1回のみ開催となっている。

### 3) 相談・紛争解決

表14では、2019年度及び2020年度の各自治体における障害者差別に関わる相談件数の状況を示している。両年度とも「0件」が7割以上をしめ、「1～5件以下」も2割弱となっている。

表13 埼玉県内市町村（さいたま市を除く）の障害者差別解消支援地域協議会の開催状況  
(n=41協議会)

会議開催実績	2019年度		2020年度	
	協議会数	%	協議会数	%
0回	16	39.0	14	34.1
1回	13	31.7	21	51.2
2～3回	12	29.3	6	14.6
4～5回	0	0.0	0	0.0
6回以上	0	0.0	0	0.0

出典：埼玉県資料<sup>(21)</sup>より筆者作成

表14 埼玉県内市町村（さいたま市を除く）の障害者差別に関わる相談件数  
(n=62自治体)

	2019年度		2020年度	
	自治体数	%	自治体数	%
0件	47	75.8	44	71.0
1～5件以下	10	16.1	12	19.4
6～9件以下	2	3.2	2	3.2
未集計・集計中	3	4.8	4	6.5

出典：埼玉県資料<sup>(21)</sup>より筆者作成

### 4) 条例の制定状況と所沢市の事例

障害者差別解消に関する条例は、埼玉県内では前述のさいたま市のほか、2021年3月現在、62市町村中、所沢市の1市（1.6%）のみが制定している。この所沢市の状況については、簡単に紹介しておこう。

「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」は2018（平成30）年7月より施行されている。障害者や社会的障壁、合理的配慮などの定義を行うとともに、不利益な扱いの禁止、市や市民・事業者の一般的な責務、障害のある人等の役割、意思疎通・教育・就労支援・生活環境の整備・居住場所の確保などにおいて各主体がすべきこと、相談や紛争解決に関する手続等について定めている<sup>(24)</sup>。

条例ではまた、「障害を理由とする困難又は必要な配慮に関する相談」に対する、問題解決のプロセスを示している。相談について、市および相談支援事業所にもその役割を与え、「社会的

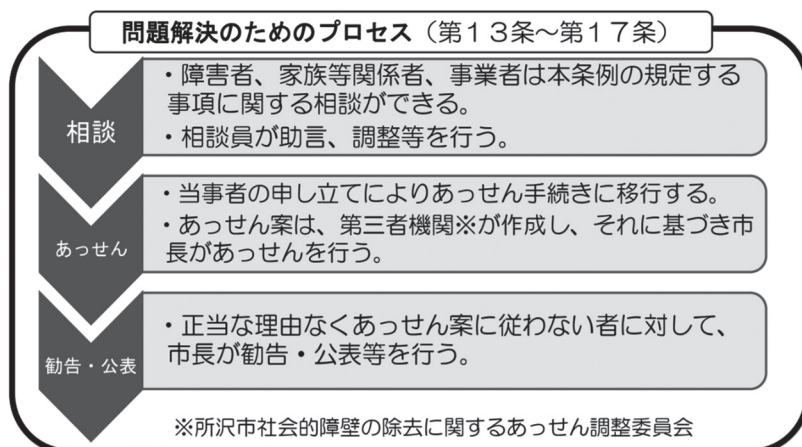


図4 所沢市における障害を理由とする困難又は必要な配慮に関する相談の解決プロセス  
 出典：所沢市資料<sup>(24)</sup>を加工して転載

障壁の除去に関するあっせん調整委員会」を設置して紛争解決を図る（図4）。また、条例に基づく取り組みとして「社会的障壁の除去推進事業」があり、市内の事業者に対し、点字資料の作成等の意思疎通支援用具の作成（上限10,000円）、スロープ等の物品の購入（上限30,000円）、手すり等の工事の施工（上限100,000・補助率1/2）を行った場合に補助金の交付を行っている<sup>(25)</sup>。

#### 4. 考察と含意

日本の自治体全体のレベルと埼玉県内の市町村レベルの障害者人権保障政策の現状について、各種データをもとに示してきた。これらをもとに、理論的に明らかになったことと、今後の政策の展開に向けた含意をまとめたい。

##### （1）自治体における障害者人権保障政策の「三極化」と「施策の空洞化」

まず、自治体における障害者人権保障政策の進展は「三極化」していることがうかがえる。もともとの分野は、先駆的自治体による政策からスタートしており、特に千葉県では2006（平成18）年の段階で「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定している。同条例では、全県民に対して不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供を禁止する規定を設け、差別的取り扱いの相談解決にあたり、県内で数百人の地域相談員や、障害保健福祉圏域ごとに配置された広域専門指導員が相談対応を行っている<sup>(5)</sup>。その後岩手県、さいたま市などで条例が制定されるなど「政策波及」<sup>(26)</sup>がおり、国連の障害者の権利条約の批准に関わって国が同様の政策を採用することとなった。内閣府によるモデル事業報告会などによって図2で示したような自治体の状況が共有され、国が法を制定して以降は都道府県・政令市を中心に



関連する条例制定が進むなど「横並び競争」<sup>(26)</sup>が起きるとともに、国による規制・義務などの基準の「上乘せ」や範囲の「横出し」も行われている<sup>(11)</sup>。

このように、国が法を制定する以前や、前後して先駆的に取り組んだ自治体は、その後も例えば民間事業者の社会的障壁の除去や合理的配慮に伴う費用の補助制度を導入するなど、一歩進んだ施策を展開するなどしている（先駆的自治体）。

しかし一方で、法制定後に障害者人権保障政策に取り組むようになった自治体は、ある程度の政策要件をそろえてきた自治体のグループ（施策整備自治体）と、その要件も整えていない、あるいは整えられていない自治体（施策未整備自治体）とに分かれている。そして「施策整備自治体」においても、全国および埼玉県のデータからは、「地域協議会」を開催しておらず、また差別に関する相談を積極的に受け付ける体制を整備しておらず、結果として相談件数も低調となっているところが数多いことが明らかになった。また、埼玉県の場合、すでにさいたま市が差別解消についての条例を作り、国に先駆けて政策を展開していたが、その実践が県内市町村に波及したとは言い難い。所沢市における条例の制定は国による法制化後である。

以上のような「先駆的自治体」「施策整備自治体」「施策未整備自治体」という三極は、どのような政策分野でも観察できることであろう。特に障害者人権保障政策は、国レベルで法制化されて以降も、誰もが目に見えやすい具体的なサービスが存在するわけではなく、障害当事者はもちろん市民全体の意識の向上によって展開がなされる政策である。それゆえ「施策未整備自治体」は、首長や政治家、市民運動の活動などの特別な刺激がない限り、施策を整備する誘因が働きにくい。また「施策整備自治体」においても、「施策の空洞化」が起り、いわば「形だけ」が整備されているところが多くなってしまっていることが指摘できる。低い水準で、「横並び競争」が発生しているとみることができるだろう。

## （2）相談援助のアクセシビリティとアウトリーチ・アドボカシーの充実

このような中で、自治体が障害者人権保障政策を展開するうえでは何から手を付け、また運動論としては何から手を付けさせるべく働きかけたらよいだろうか。

まず第1に、各市町村における障害者差別解消に係る相談窓口の明確化と、相談があつて以降の解決までのフローの明確にすることであろう。実際、埼玉県が県内市町村より地域協議会を開催するうえで困っていることの見聞聴取を行っているが、その中に、「差別相談が少なく、議題が常に不足している」「課題が常に不足しているため、地域協議会を開催する理由が難しい」等の声が挙げられている。ところが、表11で示している通り、Webサイト上のみではあるが、障害者差別解消法に関する解説が示されていない自治体が約16%を占め、解説を記していたとしてもわかりやすさからは程遠く、「リンク切れ」した内閣府のWebサイトを参照させるところも多々ある。そして相談窓口を「明確」に示していない自治体は3割にのぼり、相談から課題解決までのフローを示しているところは、さいたま市や所沢市を除きほぼ確認できない。まず、制度そのものや相談窓口の周知に対して、積極的に取り組む姿勢を示し、表現すること

が肝要であろう。

第2に、相談対象の明確化である。相談には、①障害者差別を受け権利を回復したいと考える障害者やその介護者からの相談と、②「合理的配慮の提供」や「社会的障壁の除去」をどのように行うべきかに関する市民や事業者からの相談という、大きく2つのタイプがあるだろう。このことをより明確にして広報・周知することが重要である。一部の自治体を除き、この点があいまいに記載され、結果として一般的な「お問い合わせ先」としか読み取ることができない記載や、①についての相談のみで②に関することは受け付けていない印象を持つ記述がみられた。特に今般の改正障害者差別解消法が施行されれば、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されることから、意識が高揚した市民および民間事業者からの積極的な相談が期待される。そのための体制づくりを進めるためにも、まずは各自治体が上記①②の相談を受け付ける役割があること明確にしておくことが大事である。

第3に、上記の相談のタイプのうちの①に関わって、障害者差別案件へアウトリーチし、アドボカシーを充実させるために、相談機能の分散と協働が必要である。埼玉県内の市町村においては、障害者差別に関する相談窓口を行政の障害福祉セクションのみ位置づけているところがほとんどであり、一部の自治体ではこれに教育部局が加わっている。そして、差別解消に関する相談窓口として、障害者総合支援法に基づく委託相談支援事業所等を明示しているところは、さいたま市・所沢市・戸田市を除いてほとんど観察できなかった。このことが、相談件数が伸びない要因であり、結果として障害者人権保障政策の進展を遅らせる要因ではないだろうか。委託相談や指定特定相談を含め、相談支援事業所やその中の専門職である相談支援専門員は、多くの障害のある方々や家族に寄り添って相談援助・生活支援を行っている。その支援活動の中で、権利侵害や差別に関する情報を得ることは少なくないだろう。申立てや紛争解決に関わる相談とははならなくとも、相談援助・生活支援のプロセスとその中で言動から、障害者の人権保障に関する課題を顕在化させ、相談機関同士が協働して地域協議会などで議論することにより、アドボカシーを図る取り組みが求められる。

第4に、相談のタイプのうちの②に関わって、合理的配慮の提供や社会的障壁の除去をよりスムーズに行っていくための相談機能の分散と協働も求められる。合理的配慮の提供が義務化されるからには、例えば民間の店舗や事業所が合理的配慮の提供や社会的障壁の除去を行うことは、障害福祉の課題にとどまらず、産業振興関連部局などのルーチンワークになることを意味するだろう。一方で、いわゆる「たらいまわし」ではなく「ワンストップ」で様々な相談を受け付けられるようにすることを良しとする風潮もある。しかし、自治体の障害福祉部局は、3年に1回の障害福祉計画の策定をはじめ、自立支援協議会の運営、障害者計画の策定など、業務過多であることは否めない。障害者人権保障政策がユニバーサルなものとなるのであれば、他の部門にも相談機能を分散し、協働する体制を構築していくことが大事になる。

第5に、自治体の規模に応じた役割分担に向けた議論の着手と情報共有・情報公開である。今後、例えば小規模市町村においても単独で障害者差別解消に関わる条例を制定し、紛争解決

の仕組みも含めた体制を整備することができるのか、また整備してもノウハウが蓄積できるのかは、現実的に吟味する必要があるだろう。一方、小規模自治体だからと言って障害者の人権保障が不十分であるということはあってはならず、近隣において比較的人口規模の大きな自治体との協働が重要となってくる。自立支援協議会の枠組みも含む地域協議会の共同設置は、このような小規模自治体の障害者人権保障政策を向上させていくためにも、重要なものになるだろう。ただし、共同設置の場合には、責任の所在があいまいになり、進展が不十分になることも想定され、注意が必要である。

このことも含めて、広域行政としての都道府県の役割も重要となってくる。埼玉県内市町村が埼玉県に期待することとして、障害者差別解消法についての周知を進めることと共に、「市町村の地域協議会への参加（助言、情報提供など）」「市町村の地域協議会の相談役としての位置づけ」「研修体制や各市町村の情報交換会」などの実施を求める声が上がっている（埼玉県2021）。これらの取り組みの多くはすでに県において着手している。今後は差別解消事案の相談受付や紛争の解決、合理的配慮の提供や社会的障壁の除去に関する相談やその促進などについて、自治体規模や自治体間協働の様態も踏まえ、どのような体制を整備すればよいのか、具体的な議論を促進させる役割も必要になってくる。そして絶えず進捗について情報共有と情報公開を行い、障害当事者のみならず一般市民も、自分が住む自治体の障害者人権保障政策の進捗について、関心を寄せられるようにすることが求められるだろう。

## おわりに

本稿では、障害者人権保障政策の自治体における展開を、内閣府による全国調査と埼玉県による県内自治体の調査、そしてWebサイトを用いた埼玉県内自治体の調査を踏まえて整理した。理論的には、千葉県などの先駆的自治体による政策革新が、他の自治体に波及し、国連の条約批准と時を同じくしたこともあり、国の政策にも波及して、障害者差別解消法の制定に至った。政策波及のプロセスにおいては、特に都道府県や政令市において国の法律の基準に対する「上乘せ」や「横出し」も見られたが、障害者の人権保障というあまり注目されない政策であるためか、その後「施策整備自治体」においても「施策の空洞化」が起こっており、低調な「横並び競争」の状態にあることを指摘した。

今後の実践的含意としては、相談窓口や相談フローとともに、「障害者本人や家族等」「市民や事業者」という2つの相談対象の明確化が必要なこと、障害者差別案件の相談の充実のための相談機能の分散と協働と、合理的配慮の提供等を進めるための相談機能の分散と協働が求められること、自治体規模に応じた役割分担への議論の着手と情報共有・情報公開の必要性に言及した。

長引く不況や新型コロナウイルス感染症による社会情勢の不安定さもあり、障害者の人権保障に対する国民の意識や行動はこの間とても進展しているとはいえないだろう。時折、障害当

事業者の差別に関わる SNS 等での発信に対する、不条理なバッシングも発生している。そして法改正により、数年以内には、民間事業所においても合理的配慮の提供が義務化される。このことについて、政策研究も、運動論においても、議論もまだまだ活発であるとは言えないだろう。本研究をスタートに、さらに検討を進めていきたい。

また理論的には、次のような研究課題もある。なぜ障害者人権保障政策が先行した自治体が発生し、どのように波及していったのか。また、国による障害者差別解消法の施行後、低調に見受けられる「横並び競争」がある中で、充実した政策の展開が図られている自治体が発生しているのはなぜか。これらのメカニズムは、本稿で押さえたようにすでに公共政策学の議論において説明がつくものもある。しかし、社会福祉政策固有の要因やメカニズムはあるのか否かについて、今後も他の社会福祉政策分野も含めて、検討を進めていきたい。

## 文献

- (1) 又村あおい. 2017. 障害者差別解消法における行政、事業者の役割と取組み状況. 都市問題 108(7) : 9-14.
- (2) 福島豪. 2016. 障害者差別解消法と地方公共団体の役割. 週刊社会保障 70(2884) : 50-55.
- (3) 小澤温. 2020. 障害者差別解消に向けた自治体の役割. 都市問題 111(5) : 46-52.
- (4) 内閣府障害者施策担当. 2015. 障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き.
- (5) 野沢和弘. 2007. 条例のある街―障害のある人もない人も暮らしやすい時代に. ぶどう社.
- (6) 佐藤聡. 2011. 季節風 障害者差別禁止条例制定各地の動き―千葉県・北海道・岩手県に続き、さいたま市でも条例制定. 福祉労働 (131) : 132-35.
- (7) 石渡和実. 2016. 障害者差別解消法の施行が開く「共生社会」: 横浜市障害者差別解消検討部会をへて. 賃金と社会保障 (1651) : 42-55.
- (8) 林芳江. 2018. 障害者差別解消支援地域協議会における議論から: 北九州市からのレポート. 福祉労働 (157) : 79-85.
- (9) 友廣道雄. 2018. 問題提起 障害者差別解消法と条例づくり: 福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会の取組みから. リベラシオン: 人権研究ふくおか (169) : 24-44.
- (10) 男鹿芳則. 2017. 障害者差別解消法に係る東京都の取組. 福祉のまちづくり研究 19(1) : 39-42.
- (11) 北川雄也. 2021. 障害者の人権保障における地方自治体の役割: 障害者の共生および差別解消に係る条例制定とその運用. 同志社政策科学研究 22(2) : 57-67.
- (12) 内閣府. 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業 (モデル会議)  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/model/index.html> (2021.8.15確認)
- (13) 内閣府. 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業報告会の概要について (平成26年度)  
[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/houkoku/gaiyo\\_h26.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/houkoku/gaiyo_h26.html) (2021.8.15確認)
- (14) 内閣府. 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業報告会の概要について (平成27年度)  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/houkoku/gaiyo.html#saisy> (2021.8.15確認)
- (15) 内閣府. 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業報告会の概要について (平成28年度)  
[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/houkoku/gaiyo\\_h28.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/houkoku/gaiyo_h28.html) (2021.8.15確認)
- (16) 内閣府. 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業報告会の概要について (平成29年度)  
[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/houkoku/gaiyo\\_h29.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/houkoku/gaiyo_h29.html) (2021.8.15確認)

- (17) 内閣府. 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業報告会の概要について (平成30年度)  
[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/houkoku/gaiyo\\_h30.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/houkoku/gaiyo_h30.html) (2021.8.15確認)
- (18) 内閣府障害者施策担当. (2019). 障害者差別の解消に関する 地方公共団体への調査結果. 内閣府
- (19) 内閣府障害者施策担当. (2020). 障害者差別の解消の推進に関する 地方公共団体への調査結果. 内閣府
- (20) 埼玉県. 埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例. <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/kyousei.html> (2021.8.15確認)
- (21) 埼玉県. 2021. 令和2年度 第2回埼玉県障害者差別解消支援地域協議会資料.
- (22) さいたま市. (2021). 第1回障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別部会 (障害者差別解消支援地域協議会) 資料  
[https://www.city.saitama.jp/002/003/004/002/003/p082306\\_d/fl/siryu.pdf](https://www.city.saitama.jp/002/003/004/002/003/p082306_d/fl/siryu.pdf) (2021.8.15確認)
- (23) さいたま市. 2021. さいたま市/障害者への合理的配慮の提供に要する費用の一部を補助します. <https://www.city.saitama.jp/002/003/004/001/003/p065939.html> (2021.8.15確認)
- (24) 所沢市. 所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例 概要.  
<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kenko/syogaifukushi/tomoniikirujourei/syogfu20180427.files/sabetukaisyou.pdf> (2021.8.15確認)
- (25) 所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例パンフレット.  
[https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kenko/syogaifukushi/tomoniikirujourei/syogfu20180427.files/PDF\\_1p-4p.pdf](https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kenko/syogaifukushi/tomoniikirujourei/syogfu20180427.files/PDF_1p-4p.pdf) (2021.8.15確認)
- (26) 伊藤修一. 2020. 第13章 公共政策の管理システム：政策を提供する仕組みや制度はどのようなものか?, 秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉著. 公共政策学の基礎 (第3版) 有斐閣: 249-266.